

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <p>・地方税法に基づき、固定資産課税台帳に登録された事項を基に固定資産税・都市計画税を賦課する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 法務局の不動産登記情報、現地調査、納税義務者等からの申告及び届出による賦課資料の収集並びに固定資産の評価及び価格の決定をする。2. 固定資産税・都市計画税額を算定する。3. 納税通知書により固定資産税・都市計画税を通知する。4. 減免申請による内容を審査し減免決定等を行い申請者へ通知する。5. 納税義務者等からの交付申請により、賦課情報に基づき証明書等を発行する。
③システムの名称	固定資産税・都市計画税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、資産税支援情報システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、内連携システム、バックアップシステム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、登記簿または固定資産課税台帳に登録された帳簿を元に固定資産税・都市計画税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、固定資産税・都市計画税情報から証明書を発行する。 <p>【処理の流れ】(※特定個人情報を取り扱う事務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法務局、住民、企業、他自治体、eLTAXから申告情報を取得する。 ※本人確認を行う。申告書記載内容を取得する。 2. 取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。[委託] ※申告書の情報を電子データ化する。 3. 各種申告情報及び電子データをシステムへ保管する。[委託] 4. 賦課計算に必要な情報(生活保護など)を照会し取得する。[庁内入手、中間サーバ入手] 5. 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにて取得する。 ※本人確認を行う。 6. 賦課情報を作成する。 7. 税額通知作成をするため、賦課情報を提供し発送準備をする。[委託] 8. 課税決定者・各企業へ税額を通知する。 ※申告された個人番号を通知する。 9. 作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。[移転] 10. 賦課情報に基づき、申請に応じて証明書を発行する。 ※本人確認を行う。 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、固定資産課税台帳に登録された事項を基に固定資産税・都市計画税を賦課する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法務局の不動産登記情報、現地調査、納税義務者等からの申告及び届出による賦課資料の収集並びに固定資産の評価及び価格の決定をする。 2. 固定資産税・都市計画税額を算定する。 3. 納税通知書により固定資産税・都市計画税を通知する。 4. 減免申請による内容を審査し減免決定等を行い申請者へ通知する。 5. 納税義務者等からの交付申請により、賦課情報に基づき証明書等を発行する。 	事後	事務の概要修正
平成29年5月31日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	固定資産税・都市計画税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、資産税支援情報システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、内連携システム、バックアップシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ	固定資産税・都市計画税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、資産税支援情報システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、内連携システム、バックアップシステム、中間サーバ	事後	システム名称修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第27項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上根拠	【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条	【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	法令上根拠修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年1月27日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正